

# マイノリティの学習権保障と教科書アクセシビリティ

## Right of Education for Minorities and Accessibility of Textbook

小澤 亘

Wataru OZAWA

立命館大学

Ritsumeikan University

【要旨】デジタル教科書のユニバーサルデザイン性の追求によって、外国をルーツに持つ子どもたちにもアクセシブルなデジタル教科書を実現することは、グローバル化が進行する日本社会において重要な学習権保障の課題である。そのためには、社会制度的な整備が不可欠となる。具体的には、①基礎教育におけるデジタル教科書制作に必須となる著作権許諾においてフェア・ユースの発想を導入すること、②「読み書き障害（困難）」という概念のなかに、外国をルーツに持つ子どもたちが直面する困難を含めること、③教科書バリアフリー法に基づき、そうした子どもたちに対する学習権を保障する積極的なデジタル教科書政策を推進し、ボランティアの協力も得て支援体制を整備することがポイントとなるだろう。

【キーワード】 外国にルーツを持つ子ども 学習権保障 教科書アクセシビリティ フェア・ユース

### 1. はじめに

デジタル教科書の強みの一つは、電子図書規格（EPUB3 あるいは DAISY など）にビルトインされたアクセシビリティ機能を最大限に活用できるという点にある。

ところで、日本デジタル教科書学会として、多様なマイノリティに配慮した「教科書アクセシビリティ（いかなる障害があっても読みやすく使いやすい教科書）」という点について、一定の合意形成がなされ、デジタル教科書政策の是正に向けたアクションがなされてきただろうか？

様々な障害を抱える子どもたちに対する教科書アクセシビリティ保障は、障害者差別禁止法施行を受け、学校現場でも必然的に進んでいくものと思われる。しかし、日本社会への適応や日本語習得において多様な困難を抱える外国人児童・生徒（国籍

に関わらず外国にルーツを持つ子どもたちを含む）の学習権保障を念頭に入れたデジタル教科書のあり方について、正面から議論されたことはどれだけあるだろうか？

### 2. 外国にルーツを持つ児童・生徒支援プロジェクト

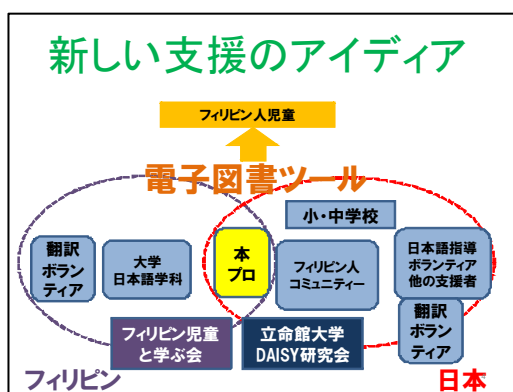
文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 24 年度）」によれば、初・中等教育課程に在籍する日本語教育を必要とする児童・生徒の総数は、2 万 7 千人余りに上っている。

こうした児童生徒は、日本語の学習ばかりでなく、学校文化への適応やアイデンティティ保持で大きな困難に直面している。

立命館大学 DAISY 研究会は、そうしたマイノリティ児童・生徒の学習支援（母語継承を含む）を目指して、マルチメディア

DAISY 図書を基盤ツールとして、2009 年から様々な取り組みを進めてきた（詳細な活動については、[rits-daisy.com](http://rits-daisy.com) を参照）。

2013 年 11 月からは、トヨタ財団より支援を得て、全国で喫緊の課題となっているフィリピン系児童の学習支援に関して、下図のようなデジタル図書を利用したトランスナショナルな支援ネットワークを模索し、フィリピン系移民研究者グループと協働してアクションリサーチを展開している。



### 3. 日本社会における社会的障壁

こうしたアクションリサーチの中から、日本社会に存在する様々な社会的障壁が浮かび上がってきた。

2008 年教科書バリアフリー法の制定を受けて、DAISY 版教科書が、読み書き障害を持つ児童・生徒に無料で配布されるようになった。しかし、障害者団体による活動成果だったため、こうしたツールが外国人児童・生徒にも有効であることが学校側や教育委員会には十分認識されていない。

2010 年著作権法改正で設けられた著作権法 37 条第 3 項により、視覚障害者等に対して図書館サービスを実施しようとする図書館が、著作物の複製、譲渡、自動公衆送信を行えることになった。

この運用については、「図書館の障害者

サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」が、権利者団体側の理解も得て、図書館協会によってまとめられている。「活字を長時間集中して読むことができない」「目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない」場合をも含め、読み書き困難者を可能な限り救済しようとしたものである。だが、「こうした対象に、外国にルーツを持つ子どもたちが含まれる」という点について、関係者の間で合意形成がなされるには至っていない。

小中学校児童・生徒に向けたデジタル教科書の制作が、いよいよ教科書出版会社によって始まっている。しかし、著作権許諾の作業は膨大で、その費用と時間の軽減は大きな課題となっている。こうした経済的制約から、アクセシビリティに、一定、配慮されたものとはいえ、外国人児童・生徒を含め、多様な障害児童・生徒の便宜を追求するまでには至っていない。依然として、支援ボランティアたちが多様なニーズに対応すべく、カスタマイズする作業は不可欠と言えるだろう。

### 4. 結び：問題乗り越えに向けて

このような社会的障壁を乗り越えるためには、①デジタル教科書の著作権許諾において、フェア・ユース概念を適応すること、②「読み書き障害（困難）」という概念に、外国をルーツに持つ子どもたちが直面する困難を含めること、③教科書バリアフリー法の精神に基づき、あらゆるマイノリティに対して学習権を保障するデジタル教科書政策を推進することが必要である。学会として、今、何をなすべきかが問われている。